



2021年5月21日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンテスト
代表者名 代表取締役兼執行役員社長
吉田 芳明
(コード番号 6857 東証第1部)
問合せ先 取締役兼常務執行役員管理本部長
藤田 敦司
(TEL : 03-3214-7500)

役員報酬制度改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、報酬額および株式報酬制度の改定（以下、「本改定」といいます。）を決議し、本改定に関する議案を2021年6月23日開催予定の第79回定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

I. 本改定の目的

当社は経営理念「先端技術を先端で支える」およびビジョン「進化する半導体バリューチェーンで顧客価値を追求」のもと、企業価値の更なる向上に資するものとするため、役員報酬制度を見直すことといたしました。その基本的な考え方は以下のとおりです。

- ① 当社のグローバルな事業展開を支える国際人材を惹きつける報酬ミックスと報酬レベル
グローバルレベルで複雑かつ高度に進化している半導体産業で成長を続けるため、世界各地の有能な人材を登用し、グローバル企業にふさわしい処遇を行います。
- ② 業績連動を前提としたメリハリのある賞与
業績変動を前提に、業績好調時においては役員の貢献に報い、業績下降局面においては当社の負担軽減を図ります。
- ③ 株主との価値共有および中長期視点での経営推進を促す株式報酬
中長期的企業価値向上の追求を株主と共有する譲渡制限付株式報酬と企業価値向上に繋がる中期経営目標実現を促す業績連動型株式報酬を組み合わせます。

II. 本改定の概要

本改定により当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬（金銭報酬）、業績連動賞与（金銭報酬）、株式報酬の比率は、業績目標達成時に概ね1：1：1となる運営を行います。また、当該取締役の2021年度の固定報酬総額は2020年度から減額となる予定です。

1. 金銭報酬額の改定

現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額は、年額6億円以内と定められています。業績連動賞与（社外取締役には支給いたしません。）につきましてはこれまで固定報酬年額の0%～100%の変動幅で運用してきましたが、改定後は変動幅を固定報酬年額の0%～200%に拡大することとします。業績好調時の賞与増額に対応するため、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については年額9億円以内、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については年額6,000万円以内と改定します。

2. 株式報酬制度の改定

現在の株式報酬制度は、ストック・オプションおよび業績連動型株式報酬制度により構成されています。

今般、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）と株主の皆様との一層の価値共有を進めるとともに、対象取締役に中長期視点での経営推進を促すことを目的として、対象取締役に對し、従来の株式報酬制度に代え、上記Ⅱ 1の金銭報酬額とは別枠で、下記の譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」という。）およびパフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下「本制度Ⅱ」という。）の2つの類型により構成される新たな株式報酬制度を導入いたします。なお、従来のストック・オプションおよび業績連動型株式報酬制度について、改定後は新たに新株予約権の割当ておよび信託の追加設定は行いません。

対象取締役に對して支給する金銭報酬債権または金銭は、本制度Ⅰについては年額2億円以内、本制度Ⅱについては年額6億円以内とします。ただし、本制度Ⅱにおける当該報酬額は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給することを想定しており、実質的には1事業年度につき2億円以内での支給に相当します。また、対象取締役に交付される当社の普通株式の総数は、本制度Ⅰについては年5万株以内、本制度Ⅱについては各中期経営計画の対象期間（3事業年度）ごとに15万株以内であり、その希薄化率は本議案の決議時点では1年あたり最大0.1%に抑えられています。（現在のストック・オプションおよび業績連動型株式報酬制度において対象取締役に對して支給する金銭報酬債権または金銭の上限は各2億円以内、交付される当社の普通株式の総数はそれぞれ年50万株以内、年9万株以内です。）

(1) 本制度Ⅰの概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとします。当社の普通株式の発行または処分およびその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とし、対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した直後の時点までの間、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととします。

(2) 本制度Ⅱの概要

本制度Ⅱは、対象取締役に對し、当社の中期経営計画に對する事業年度からなる業績評価期間（以下「業績評価期間」という。）中の当社業績等の数値目標を当社の取締役会において予め設定し、当該数値目標の達成率等に応じた数の当社の普通株式を交付するための金銭報酬債権を、業績評価期間分の報酬等として交付する業績連動型の株式報酬制度です。当初の業績評価期間は、当社の中期経営計画の期間である2022年3月31日に終了する事業年度から2024年3月31日に終了する事業年度までの3事業年度とします。

本制度Ⅱの具体的な仕組みは以下のとおりです。

- ① 当社は、本制度Ⅱにおいて使用する各数値目標や業績連動係数等、交付株式数の具体的な算定にあたって必要となる指標等を当社の取締役会において決定します。
- ② 当社は、業績評価期間満了後、当該業績評価期間における各数値目標の達成率等に応じ、各対象取締役に割り当てる当社株式の数を決定します。また、各対象取締役に割り当てる当社の普通株式の数に応じて、各対象取締役に對し、当社の取締役会決議に基づき、本制度Ⅱに関する報酬等として上記の業績評価期間中に支給する総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当該数の当社の普通株式の割当てを受けます。

Ⅲ. その他

対象取締役のほか、当社の執行役員については本制度ⅠおよびⅡを、当社グループの役職員の一部に対しては本制度Ⅰを導入する予定です。

以 上

<ご参考> 報酬枠改定のイメージ

①現在の報酬枠

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

取締役 (社外取締役を除く)	金銭報酬※1 年額6億円以内	ストック・オプション 報酬 年額2億円以内 かつ50万株以内	業績連動型 株式報酬 年額2億円以内 かつ9万株以内
社外取締役		(対象外)	

監査等委員である取締役

監査等委員である 取締役	金銭報酬 年額1億円以内	(対象外)	
-----------------	-----------------	-------	--

②改定後の報酬枠（赤字）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）

取締役 (社外取締役を除く)	金銭報酬※1 年額9億円以内	譲渡制限付株式報酬 年額2億円以内 かつ5万株以内	パフォーマンス・シェア・ユニット※2 1年あたり2億円以内 かつ5万株以内
社外取締役	金銭報酬 年額60百万円以内	(対象外)	

監査等委員である取締役

監査等委員である 取締役	金銭報酬 年額1億円以内	(対象外)	
-----------------	-----------------	-------	--

※1 固定報酬と業績連動賞与（社外取締役には支給いたしません）を含みます。

※2 パフォーマンス・シェア・ユニットは3年分を一括付与するものであり、3事業年度にわたる職務執行の対価として6億円・15万株を上限としますが、1年あたりは上記のイメージとなります。